

○食品衛生法第55条の規定により許可が必要な業種（32業種）と手数料

営業の種類	概要	申請手数料	
		許可	許可の更新
飲食店営業	食品を調理（その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費させることを前提として、飲食に最も適するように食品を加工成形すること）し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	16,000円	12,800円
(露店による場合)		8,000円	6,400円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	容器包装に入れられず、又は容器包装に包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有しない自動販売機による営業	9,600円	7,680円
食肉販売業	鳥獣の生肉（骨や内臓を含む）を販売する営業。ただし、食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。	9,600円	7,680円
魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したもの、鯨肉を含む）を販売する営業。魚介類を生きてそのまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するものを除く。	9,600円	7,680円
魚介類競り売り営業	市場において鮮魚介類を競り売り、入札、相対による取引で販売する営業	21,000円	16,800円
集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	9,600円	7,680円
乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業、又は、生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業。	21,000円	16,800円
特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業	21,000円	16,800円
食肉処理業	食用の目的でいのしし等をと殺もしくは解体する営業、又は解体された鳥獣の肉、内臓などを分割、細切りする営業	21,000円	16,800円
食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業（現在、ばれいしょの発芽防止の加工のみ。）	21,000円	16,800円
菓子製造業	ケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子と認識されているもの、チューイングム、パン類、あん類などを製造する営業	14,000円	11,200円
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、みぞれ等液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	14,000円	11,200円
乳製品製造業	クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂肪固形分3%未満を含むもの）、乳飲料を製造する営業。（バター、チーズ等の固形物の小分けについては小分け製造業の対象となる。）	21,000円	16,800円
清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。※）の製造（小分けを含む。）をする営業 ※生乳を使用しない乳酸菌飲料及び乳飲料	21,000円	16,800円
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下「食肉製品」）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業	21,000円	16,800円

営業の種類	概要	申請手数料	
		許可	許可の更新
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物又はその卵（以下「水産動物等」）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業 ※水産動物とは魚介類の他、鯨、カエル、カメ等を含む。	16,000円	12,800円
氷雪製造業	氷を製造する営業	21,000円	16,800円
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業。卵白だけのもの、卵黄だけのものを含む。	21,000円	16,800円
食用油脂製造業	サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業。 動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わない。 マーガリン、ショートニングを含む。	21,000円	16,800円
みそ又はしょうゆ製造業	みそ、しょうゆ、又はこれらを主原料とする食品（粉末みそ、調味みそ等のみそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等）を製造する営業	16,000円	12,800円
酒類製造業	酒類の製造（小分けを含む。）をする営業	16,000円	12,800円
豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品（油揚げ、がんもどき、ゆば、豆乳（密封密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く）、おからドーナツ等）を製造する営業	14,000円	11,200円
納豆製造業	納豆を製造する営業	14,000円	11,200円
麺類製造業	麺類を製造する営業	14,000円	11,200円
そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品、そうざい半製品を製造する営業	21,000円	16,800円
複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造に係る営業を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業（HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。）	21,000円	16,800円
冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	21,000円	16,800円
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造に係る営業を除く。）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業（HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。）	21,000円	16,800円
漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業	14,000円	11,200円
密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、常温で保存が可能なものを製造する営業（食酢、はちみつを除く）	21,000円	16,800円
食品の小分け業	専ら菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る。）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。	14,000円	11,200円
添加物製造業	法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造（小分けを含む。）をする営業	21,000円	16,800円